平成２２年（フ）第９２９号
三重県伊勢市小俣町元町1737番地
破産者　有限会社コア
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３０号
三重県伊勢市通町519
破産者　田中　秀生
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３１号
東京都豊島区北大塚１丁目18―11―1004
破産者　田中　妙子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０号
東京都大田区大森東５丁目34番５号
破産者　株式会社リナート
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１号
東京都三鷹市中原４丁目18―13―201
破産者　岩崎　哲也
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１０号
千葉県船橋市前貝塚町1007―30
破産者　寺田　順子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１４号
埼玉県さいたま市見沼区深作３丁目５番６号
破産者　有限会社エヌ・ワン・プロジェクツ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５号
東京都中央区銀座１丁目14番５号
破産者　株式会社バリュースタッフ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７７号
茨城県牛久市さくら台３丁目２番地９
破産者　有限会社アルク
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３２号
東京都文京区湯島３丁目38番11号　エスパス広小路６Ｆ
破産者　有限会社東伸興業
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４８号
東京都練馬区石神井町１丁目25番３号
破産者　株式会社三代コーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４９号
東京都練馬区石神井町１―７―17―102、住民票上の住所東京都練馬区石神井町２丁目14―31―403
破産者　時任　広治
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６２号
神奈川県川崎市川崎区塩浜４丁目12番８号
破産者　北新産業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３号
神奈川県川崎市川崎区田町２丁目４―11―703
破産者　永江　松男
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２７号
東京都新宿区中落合１丁目２番12号　平山ビル102
破産者　有限会社ベリーウェル
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２８号
東京都新宿区中落合１丁目２―12―102
破産者　堀　　蓉子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３９号
神奈川県藤沢市長後669番地の４　メディウス長後1001号
破産者　湘北エンジニア有限会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４１号
福島県会津若松市門田町大字日吉字小金井25　アタラクシアⅡ―Ａ203
破産者　酒井　里美
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４４号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1744―286、開始決定時の住所栃木県宇都宮市さつき１丁目11―36
破産者　橋口　裕昭
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４５号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1744―286
破産者　橋口　晶子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４６号
栃木県宇都宮市若松原２丁目18―４―103、開始決定時の住所栃木県河内郡上三川町大字西汗1744―286
破産者　橋口　佳幸
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５８号
埼玉県川越市大字並木804―１　アステール南古谷弐番館401
破産者　細田　　忠
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可